

平成27年国土交通省告示第255号の規定に基づく建築物が立地する土地の区域の指定及び常備消防機関の現地到着時間の決定

兵庫県告示第789号

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件（平成27年国土交通省告示第255号）第1第4項の規定により、次のとおり建築物が立地する土地の区域を指定し、当該区域内の常備消防機関の現地到着時間を定め、令和2年7月21日から施行する。

令和2年7月21日

兵庫県知事 井戸敏三

建築物が立地する土地の区域	常備消防機関の現地到着時間(単位 分)
1 姫路市中播消防署の管轄区域(北部出張所の担当区域に限る。)、西はりま消防組合宍粟消防署の管轄区域(千種出張所の担当区域を除く。)、西はりま消防組合佐用消防署の管轄区域、豊岡消防署の管轄区域及び洲本消防署の管轄区域(南淡分署の担当区域(南あわじ市沼島の区域を除く。))に限る。)	常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの距離(単位 キロメートル)に3を乗じた数値(当該常備消防機関の位置から当該建築物の位置に至るまでの道路の整備状況等に応じた常備消防機関の現地到着時間の数値が、当該数値より小さいと知事が認める場合にあつては、当該現地到着時間の数値)又は30のうちいずれか大きい方の数値
2 丹波市消防署の管轄区域(丹波市のうち、青垣町山垣、青垣町遠阪、青垣町小稗及び青垣町大稗の区域に限る。)	常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの距離(単位 キロメートル)に2を乗じた数値(当該常備消防機関の位置から当該建築物の位置に至るまでの道路の整備状況等に応じた常備消防機関の現地到着時間の数値が、当該数値より小さいと知事が認める場合にあつては、当該現地到着時間の数値)又は30のうちいずれか大きい方の数値
3 1及び2に掲げる区域以外の区域(南あわじ市沼島の区域を除く。)	30

「平成27年国土交通省告示第255号の規定に基づく建築物が立地する土地の区域の指定及び常備消防機関の現地到着時間の決定」の解説

作成 令和2年7月21日

改訂 令和4年4月1日

1 用語の定義

(1) 常備消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第1号及び第2号に規定する市町村が設置する消防本部及び消防署（いずれも常時消防職員を置くものに限る。）のことをいう。

(2) 常備消防機関の現地到着時間

平成27年国土交通省告示第255号（以下「告示第255号」という。）に規定する時間をいう（ t_{region} ）。

(3) 特定行政庁

建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう（建築基準法第2条第35号）。

【解説等】

1 常備消防機関

消防組織法第9条第1号及び第2号に規定する消防本部及び消防署であっても、常時、消防職員を置かないものは、消防ポンプ自動車常時出動可能な状態でないため、常備消防機関に含めないものとする。

また、消防組織法第9条第3号に規定する消防団も、常備消防機関に含めないものとする。

2 常備消防機関の現地到着時間

告示第255号第1第4項では、「用途地域が定められている土地の区域」では、「20分」とされ、「用途地域が定められていない土地の区域のうち特定行政庁が指定する区域」では、「30以上であって特定行政庁が定める時間」とされている。

3 特定行政庁

建築主事を置く兵庫県内の市町村は、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、姫路市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市及び高砂市である。

2 適用の範囲

平成27年国土交通省告示第255号の規定に基づく建築物が立地する土地の区域の指定及び常備消防機関の現地到着時間の決定（令和2年兵庫県告示第789号。以下「兵庫県告示」という。）は、告示第255号第1第4項の規定により、特定行政庁が指定し、定めるものであることから、兵庫県の区域（建築主事を置く市の区域を除く。以下「県所管区域」という。）のうち、用途地域が定められていない土地の区域に適用するものである。

なお、南あわじ市沼島の区域については、道路の整備状況等、地域の特性及び実情に鑑み、常備消防機関の現地到着時間の指定をしていない。

3 常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの距離の測定方法

常備消防機関の管轄区域（担当区域を含む。以下同じ。）内の建築物の位置から当該

常備消防機関の位置までの距離の測定は、国土交通省地理院地図 (<https://www.gsi.go.jp/>) などにより、当該建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの直線距離を測定する。この場合、当該建築物の地上に通ずる主要な出口から当該常備消防機関の消防ポンプ自動車の車庫の出口までの直線距離を測定することを基本とする。(参考「地理院地図で距離を計測する方法」(<https://maps.gsi.go.jp/help/index.html>))

なお、常備消防機関の現地到着時間を30分としている区域については、当該建築物から当該常備消防機関までの距離を考慮する必要はない。

【解説等】

常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの距離は、これらの間の直線距離を測定する(図1)。

この直線距離の測定の際、当該建築物の地上に通ずる主要な出口から当該常備消防機関の消防ポンプ自動車の車庫の出口までの直線距離を測定することを基本とするが、100メートル程度の誤差は許容することとする。

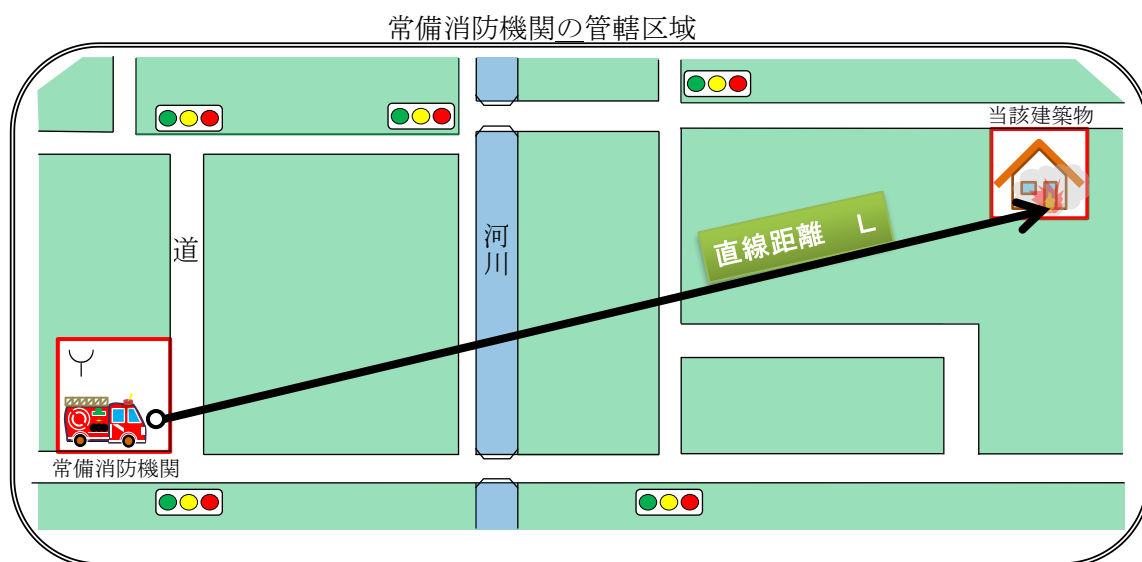


図1 (常備消防機関の位置から建築物の位置までの距離)

また、常備消防機関の現地到着時間が30分以外の時間の場合の算定方法及びその算定例は、次の表ようになる。

算定方法

区域	常備消防機関の現地到着時間 (分)	
		算定方法
区域1	常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの距離(単位 キロメートル)に3を乗じた数値又は30のうちいずれか大きい方の数値	$t_{\text{region}} = \max(3L, 30)$
区域2	常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの距離(単位 キロメートル)に2を乗じた数値又は30のうちいずれか大きい方の数値	$t_{\text{region}} = \max(2L, 30)$

※L: 常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの直線距離

※区域: 建築物が立地する土地の区域

算定例

区域	L (km)	算定 ($t_{\text{region}} = \max(\alpha \cdot L, 30)$)	常備消防機関の現 地到着時間(分)
区域1 ($\alpha = 3$)	10	$t_{\text{region}} = \max(3 \times 10, 30) = \max(30, 30)$	30
	12	$t_{\text{region}} = \max(3 \times 12, 30) = \max(36, 30)$	36
区域2 ($\alpha = 2$)	15	$t_{\text{region}} = \max(2 \times 15, 30) = \max(30, 30)$	30
	17	$t_{\text{region}} = \max(2 \times 17, 30) = \max(34, 30)$	34

4 常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの距離

「常備消防機関の管轄区域内の建築物の位置から当該常備消防機関の位置までの距離」について、一の消防本部に2以上の常備消防機関（県所管区域内のものに限る。）が設けられているとき、管轄区域にかかわらず、これらのうち、当該建築物から最も近い距離にある常備消防機関の位置から当該建築物の位置までの直線距離を測定することができる。この場合において、当該常備消防機関は、通常の火災時に当該火災を防除し、又は当該火災による被害を軽減する任務に当たる機関でなければならない。

【解説等】

当該建築物の位置を管轄する常備消防機関以外の常備消防機関の方が当該建築物から近い位置にある場合には、この常備消防機関からの直線距離により現地到着時間を算定することができることとした。

これにより、例えば、図2の当該建築物の位置を管轄する常備消防機関である消防署Aから当該建築物までの直線距離である L_1 とそれ以外の常備消防機関である消防署Bからの L_2 を比較して L_2 が短い場合、この L_2 により現地到着時間を算定することができることとなる。

なお、この常備消防機関は、一の消防本部の他の常備消防機関（県所管区域内のものに限る。）に限ることとしている。

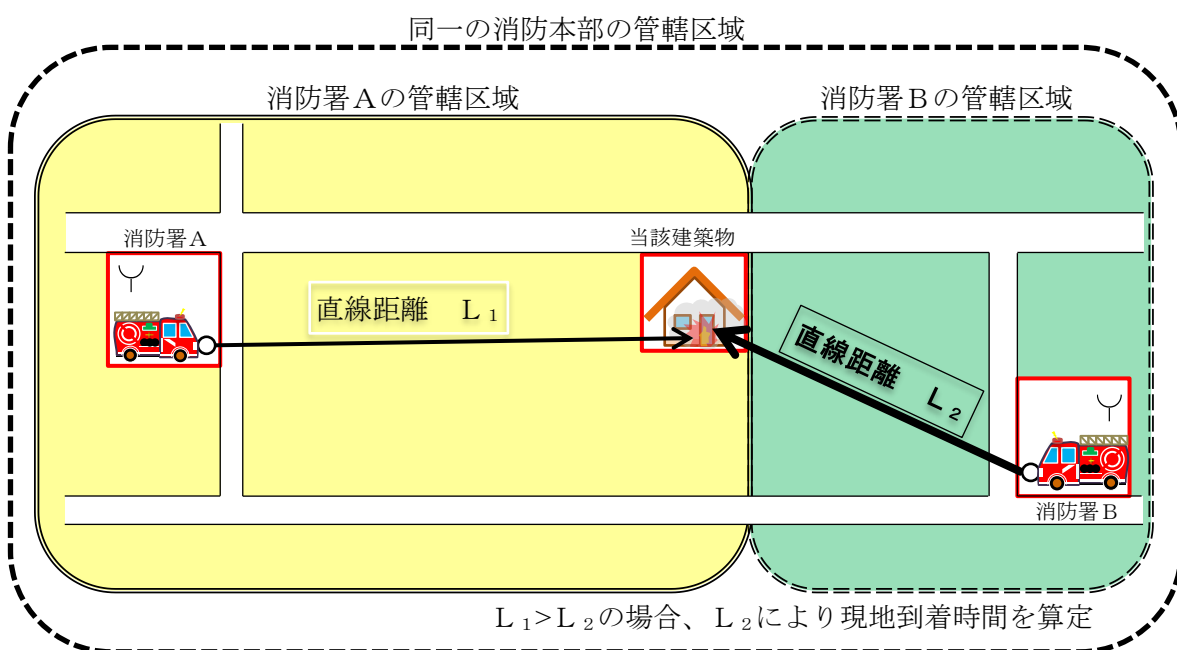


図2 (2以上の常備消防機関が設けられているときの直線距離)

5 道路の整備状況等に応じた常備消防機関の現地到着時間

兵庫県告示の表の1又は2に掲げる建築物が立地する土地の区域内にあっては、新たに道路が整備されること等により、「常備消防機関が火災情報を覚知した後、当該火災が発生した建築物の敷地までの移動時間と到着後の消防活動準備時間からなる時間」が、それぞれの区域に応じて3L分又は2L分より短い時間であると認められる場合で30分以上であるときは当該時間、30分未満であるときは30分を常備消防機関の現地到着時間とすることができる。

6 常備消防機関の現地到着時間の事前確認等

告示第255号第1第4項の規定の適用に当たり、4による直線距離により常備消防機関の現地到着時間を算定する場合にあっては、設計者は、あらかじめ、当該常備消防機関に現地到着時間の確認や相談を行うこと。

また、5に関して、兵庫県告示の表中の「当該常備消防機関の位置から当該建築物の位置に至るまでの道路の整備状況等に応じた常備消防機関の現地到着時間の数値が、当該数値より小さいと知事が認める場合にあっては、当該現地到着時間の数値」としよとすると、設計者は、建築確認申請の時期を勘案して、時間的余裕をもって県民局又は県民センターまちづくり建築課に相談すること。

7 常備消防機関の管轄区域及び現地到着時間

消防本部名	消防署	管轄区域	現地到着時間(分)	
	分署・出張所等			
猪名川町消防本部	猪名川町消防署	川辺郡猪名川町（朽原、林田、笹尾、清水、清水東、仁頂寺、旭ヶ丘、鎌倉、島、西畑、柏原及び杉生を除く。）の区域	30	
	北出張所	川辺郡猪名川町のうち、朽原、林田、笹尾、清水、清水東、仁頂寺、旭ヶ丘、鎌倉、島、西畑、柏原及び杉生の区域	30	
加古川市消防本部	加古川市東消防署	—	—	
	稲美分署	加古郡稲美町の全域	30	
	播磨分署	加古郡播磨町の全域	30	
北はりま消防本部	西脇消防署	西脇市のうち、板波町、高田井町、高松町、谷町、野村町、平野町、和田町、和布町、市原町、大木町、小坂町、郷瀬町、富田町、富吉上町、富吉南町、西田町、野中町、日野町、前島町、羽安町、高嶋町、堀町、合山町、岡崎町、上王子町、出会町、八坂町、落方町、明楽寺町、水尾町、西脇、上野及び下戸田の区域	30	
		西脇北出張所	西脇市のうち、鹿野町、上比延町、住吉町、塚口町、比延町、中畑町、黒田庄町、大垣内、大野、上戸田、蒲江、坂本、嶋、津万、寺内及び西嶋の区域	30
		多可出張署	多可郡多可町中区の区域	30
		多可北出張署	多可郡多可町加美区の区域	30
		多可南出張署	多可郡多可町八千代区の区域	30
	加西消防署	加西市のうち、北条町、市村町、窪田町、坂元町、吸谷町、谷口町、谷町、西上野町、西谷町、畑町、福居町、吉野町、大柳町、岸呂町、鎮岩町、中山町、西長町、西剣坂町、西横田町、東長町、東剣坂町、東横田町、福住町、山下町、牛居町、王子町、大村町、尾崎町、段下町、戸田井町、中西町、両月町及び玉丘町の区域	30	
		加西南出張所	加西市のうち、新生町、野条町、琵琶甲町、倉谷町、坂本町、西笠原町、野田町、東笠原町、三口町、網引町、桑原田町、栄町、田原町、中野町、鶉野町、上宮木町、下宮木町、繁昌町、青野原町、朝妻町、常吉町、豊倉町及び別府町の区域	30
		加西北出張所	1 加西市のうち、玉野町、都染町、山枝町、青野町、鍛冶屋町、国正町、小印南町、田谷町、油谷町、池上町、和泉町、河内町、島町、大工町、西野々町、野上町、満久町、馬渡谷町、山田町、上野町、越水町、上芥田町、鴨谷町、北町、笹倉町、佐谷町、下芥田町、殿原町、中富町、広原町、別所町、大内町、上万願寺町、上道山町、下万願寺町、下道山町及び若井町の区域 2 中国縦貫自動車道のうち、加西ICと滝野社ICとの間の上り線の区域 3 中国縦貫自動車道のうち、加西ICと福崎ICとの間の下り線の区域	30
	加東消防署	1 加東市のうち、出水、佐保、田中、鳥居、ひろのが丘、松尾、社、山国、家原、貝原、梶原、上中、喜田、窪田、西垂水、野村、上田、沢部、大門、東実、中古瀬、西古瀬、東古瀬、福吉、屋度、久米、下久米、藤田、馬瀬、木梨、下三草、吉馬、牧野、山口、上三草、上鴨川、下鴨川、平木、上滝野、光明寺、下滝野、河高、桜台、高	30	

消防本部名	消防署		管轄区域	現地到着時間(分)
	分署・出張所等			
			岡、稲尾、多井田、北野、新町、曾我及び穂積の区域（上三草の区域のうち、東条出張所の管轄区域を除く。） 2 中国縦貫自動車道のうち、滝野社 I C と東条 I C との間の上り線の区域 3 中国縦貫自動車道のうち、滝野社 I C と加西 I C との間の下り線の区域	30
	東条出張所		1 加東市のうち、池之内、上久米、畑、廻渕、上三草の一部、秋津、黒谷、少分谷、長貞、永福、天神、掬鹿谷、森、横谷、岩屋、岡本、新定、南山、森尾、藪、吉井、厚利、大畑、小沢、栄枝、東垂水及び松沢の区域 2 中国縦貫自動車道のうち、東条 I C と吉川 I C との間の上り線の区域 3 中国縦貫自動車道のうち、東条 I C と滝野社 I C との間の下り線の区域	
三木市消防本部	三木市消防署		三木市の区域（広野分署及び吉川分署の管轄区域を除く。）	30
	広野分署		三木市のうち、緑が丘町、志染町広野、志染町四合谷、志染町東自由が丘、志染町中自由が丘、志染町西自由が丘、志染町青山、志染町細目、志染町高男寺、志染町窟屋、志染町吉田の一部、志染町御坂の一部、志染町三津田の一部、自由が丘本町、宿原の一部及び別所町小林の一部の区域	30
	吉川分署		三木市のうち、吉川町、口吉川町久次、口吉川町里脇、口吉川町楨、口吉川町大島、口吉川町笹原、口吉川町殿畑、口吉川町南畑、口吉川町保木、口吉川町裾原、口吉川町東、口吉川町東中、細川町瑞穂及び細川町中里の区域	30
小野市消防本部	小野市消防署		小野市のうち、上本町、本町、本町一丁目、西本町、東本町、丸山町、上新町、神明町、中町、黒川町、葉多町、久茂町、片山町、下大部町、田園町、浄谷町、北丘町、粟生町、三和町、昭和町、復井町、桜台、西山町、青野ヶ原町、河合中町、河合西町、新部町、旭町、南青野、阿形町、西脇町、敷地町、王子町、中島町、住永町、古川町、喜多町、高田町、鹿野町、広渡町、中谷町、脇本町、万勝寺町、池田町、曾根町、小田町、船木町、福住町、中番町、菅田町、住吉町、久保木町及び高山町の区域	30
	南分署		1 小野市のうち、垂井町、天神町、日吉町、長尾町、栄町、大開町、黍田町、下来住町、来住町、福甸町、市場町、檜山町、榎町、大島町、山田町、池尻町、二葉町、育ヶ丘町及び匠台の区域 2 山陽自動車道のうち、三木小野 I C と加古川北 I C の間の下り線の区域	30
姫路市消防局	姫路市中播消防署		1 神崎郡市川町（神崎、小室、澤、田中、鶴居、美佐及び屋形を除く。）の区域 2 神崎郡福崎町の全域	30
	北部出張所		1 神崎郡市川町のうち、神崎、小室、澤、田中、鶴居、美佐及び屋形の区域 2 神崎郡神河町の全域	3 L
西はりま消防本部	西はりま消防組合相生消防署		相生市の全域	30
	西はりま消防組合たつの消防署		たつの市（新宮町、揖保川町及び御津町を除く。）の区域	30

消防本部名	消防署	管轄区域	現地到着時間(分)
	分署・出張所等		
	新宮分署	たつの市新宮町（光都1丁目、光都2丁目及び光都3丁目を除く。）の区域	30
	光都分署	1 たつの市新宮町光都1丁目、光都2丁目及び光都3丁目の区域 2 佐用郡佐用町光都1丁目の区域 3 赤穂郡上郡町のうち、光都1丁目、光都2丁目及び光都3丁目の区域	30
	揖保川出張所	たつの市揖保川町の区域	30
	御津出張所	たつの市御津町の区域	30
	西はりま消防組合 宍粟消防署	宍粟市山崎町の区域	3 L
	一宮分署	宍粟市一宮町の区域	3 L
	波賀出張所	宍粟市波賀町の区域	3 L
	千種出張所	宍粟市千種町の区域	30
	西はりま消防組合 太子消防署	揖保郡太子町の全域	30
	西はりま消防組合 佐用消防署	佐用郡佐用町（光都1丁目を除く。）の区域	3 L
赤穂市 消防本部	赤穂消防署	赤穂市（西有年、東有年、有年檜原、有年原、有年横尾、有年牟礼及び中山を除く。）の区域	30
	上郡消防署	1 赤穂市のうち、西有年、東有年、有年檜原、有年原、有年横尾、有年牟礼及び中山の区域 2 赤穂郡上郡町（光都1丁目、光都2丁目及び光都3丁目を除く。）の区域	30
豊岡市 消防本部	豊岡消防署	豊岡市（城崎町、竹野町、日高町、出石町、但東町、小島、瀬戸、津居山、気比、田結、畑上及び三原を除く。）の区域	3 L
	城崎分署	豊岡市のうち、城崎町、小島、瀬戸、津居山、気比、田結、畑上及び三原の区域	3 L
	竹野出張所	豊岡市竹野町の区域	3 L
	日高分署	豊岡市日高町の区域	3 L
	出石分署	豊岡市のうち、出石町及び但東町の区域	3 L
南但 消防本部	朝来消防署	朝来市（生野町、岩津、山口、羽瀧、立野、新井、田路、佐囊、八代、上八代及び多々良木を除く。）の区域	30
	生野出張所	1 朝来市のうち、生野町、岩津、山口、羽瀧、立野、新井、田路、佐囊、八代、上八代及び多々良木の区域 2 養父市長野の一部の区域	30
	養父消防署	養父市（大屋町、稲津、畑、大坪、船谷、三谷、森、能座、餅耕地、建屋、長野、浅野、伊豆、左近山、玉見及び新津を除く。）の区域	30
	大屋出張所	養父市のうち、大屋町、稲津、畑、大坪、船谷、三谷、森、能座、餅耕地、建屋、長野、浅野、伊豆、左近山、玉見及び新津の区域（養父市長野の区域のうち、生野出張所の管轄区域を除く。）	30
美方広域 消防本部	美方広域消防署	美方郡新温泉町の全域	30
	香住分署	美方郡香美町香住区の区域	30
	村岡出張所	美方郡香美町のうち、村岡区及び小代区の区域	30

消防本部名	消防署	管轄区域	現地到着時間(分)
	分署・出張所等		
丹波篠山市消防本部	丹波篠山市消防署	丹波篠山市の全域	30
丹波市消防本部	丹波市消防署	丹波市の区域（山東出張所及び山南分駐所の管轄区域並びに青垣町山垣、青垣町遠阪、青垣町小稗及び青垣町大稗の区域を除く。）	30
		丹波市のうち、青垣町山垣、青垣町遠阪、青垣町小稗及び青垣町大稗の区域	2 L
	山東出張所	丹波市のうち、市島町中竹田、市島町下竹田、市島町徳尾、市島町上鴨阪、市島町下鴨阪、市島町上竹田、市島町矢代、市島町梶原、市島町上田、市島町市島、市島町上垣、市島町北岡本、市島町南、市島町喜多、市島町岩戸、市島町上牧、市島町北奥、市島町戸平、市島町多利、市島町戸坂、市島町白毫寺、市島町与戸、市島町乙河内、市島町酒梨、市島町勅使、市島町東勅使、春日町黒井、春日町野村、春日町平松、春日町稲塚、春日町古河、春日町多利、春日町小多利、春日町池尾、春日町多田、春日町七日市、春日町野上野、春日町中山、春日町松森、春日町広瀬、春日町栢野、春日町野瀬、春日町上三井庄、春日町下三井庄、春日町鹿場、春日町東中、春日町国領、春日町棚原、春日町袖津、春日町朝日、春日町園部、春日町新才及び春日町山田の区域	30
	山南分駐所	丹波市のうち、丹波市山南町青田、山南町阿草、山南町上滝、山南町下滝、山南町篠場、山南町畑内、山南町北太田、山南町太田、山南町大河、山南町池谷、山南町長野、山南町玉巻、山南町奥野々、山南町岡本、山南町金屋、山南町山崎、山南町谷川、山南町大谷、山南町村森、山南町井原、山南町奥、山南町野坂、山南町南中、山南町岩屋、山南町小野尻、山南町小畑、山南町西谷、山南町山本、山南町五ヶ野、山南町坂尻、山南町和田、山南町小新屋、山南町梶、山南町前川、山南町北和田、山南町応地、山南町草部、山南町美和、山南町子茂田及び山南町きらら通の区域	30
淡路広域消防事務組合消防本部	洲本消防署	<p>1 洲本市（由良1丁目、由良2丁目、由良3丁目、由良4丁目、由良町由良、由良町内田、中津川組、相川組及び畑田組並びに五色町鮎原鮎の郷、五色町鮎原宇谷、五色町鮎原上、五色町鮎原栢野、五色町鮎原小山田、五色町鮎原下、五色町鮎原神陽、五色町鮎原田処、五色町鮎原葛尾、五色町鮎原塔下、五色町鮎原中邑、五色町鮎原西、五色町鮎原南谷、五色町鮎原三野畑、五色町鮎原吉田、五色町上堺、五色町下堺、五色町都志、五色町都志大宮、五色町都志米山、五色町都志大日、五色町都志角川、五色町都志万歳、五色町鳥飼浦、五色町鳥飼上、五色町鳥飼中、五色町広石上、五色町広石北、五色町広石下及び五色町広石中を除く。）の区域</p> <p>2 南あわじ市のうち、中条中筋、中条徳原、中条広田、広田中筋、広田広田及び山添の区域</p> <p>3 神戸淡路鳴門自動車道（以下洲本消防署の出張所及び分署において「自動車道」という。）のうち、洲本ICと津名一宮ICとの間の上り線の区域</p> <p>4 自動車道のうち、洲本ICと西淡三原ICとの間の下り線の区域</p>	30

消防本部名	消防署	管轄区域	現地到着時間(分)
	分署・出張所等		
	由良出張所	洲本市のうち、由良1丁目、由良2丁目、由良3丁目、由良4丁目、由良町由良、由良町内田、中津川組、相川組及び畑田組の区域	30
	五色出張所	1 洲本市のうち、五色町鮎原鮎の郷、五色町鮎原宇谷、五色町鮎原上、五色町鮎原栢野、五色町鮎原小山田、五色町鮎原下、五色町鮎原神陽、五色町鮎原田処、五色町鮎原葛尾、五色町鮎原塔下、五色町鮎原中邑、五色町鮎原西、五色町鮎原南谷、五色町鮎原三野畑、五色町鮎原吉田、五色町上塚、五色町下塚、五色町都志、五色町都志大宮、五色町都志米山、五色町都志大日、五色町都志角川、五色町都志万歳、五色町鳥飼浦、五色町鳥飼上、五色町鳥飼中、五色町広石上、五色町広石北、五色町広石下及び五色町広石中の区域 2 淡路市のうち、入野、草香、草香北、高山、深草、南、明神及び山田の区域	30
	津名一宮分署	1 淡路市のうち、生穂、生穂新島、池ノ内、井手、江井、王子、大谷、大町上、大町下、大町畑、上河合、木曾上、木曾上畑、木曾下、北山、下司、郡家、興隆寺、里、佐野、佐野新島、塩尾、塩田新島、津名の郷、志筑、志筑新島、下河合、新村、多賀、竹谷、遠田、中田、中村、野田尾及び柳沢の区域 2 自動車道のうち、津名一宮ICと北淡ICとの間の上り線の区域 3 自動車道のうち、津名一宮ICと洲本ICとの間の下り線の区域	30
	岩屋分署	1 淡路市のうち、岩屋、浦、大磯、釜口、仮屋、楠本、久留麻、小磯、河内、下田、白山、谷、中持、野島江崎、野島貴船、野島常盤、野島平林、浜、南鶴崎及び夢舞台の区域 2 自動車道のうち、淡路ICと明石海峡大橋中央径間中央部との間の上り線及び下り線の区域 3 自動車道のうち、淡路ICと東浦ICとの間の上り線及び淡路ICと北淡ICとの間の下り線の区域 4 自動車道のうち、本州四国連絡道路消防相互応援協定に基づく明石海峡大橋中央径間中央部と垂水JCT・ICとの間の上り線の区域	30
	北淡出張所	1 淡路市のうち、浅野神田、浅野南、生田大坪、生田田尻、生田畑、育波、石田、小倉、尾崎、小田、久野々、黒谷、富島、斗ノ内、長澤、長島、仁井、野島大川、野島轟木、野島藁浦、舟木及び室津の区域 2 自動車道のうち、北淡ICと東浦ICとの間の上り線の区域 3 自動車道のうち、北淡ICと津名一宮ICとの間の下り線の区域	30
南淡分署	南あわじ市のうち、阿万上町、阿万塩屋町、阿万下町、阿万西町、阿万東町、阿万吹上町、市青木、市市、市円行寺、市小井、市三條、市善光寺、市福永、賀集、賀集牛内、賀集内ヶ原、賀集鍛冶屋、賀集生子、賀集立川瀬、賀集長原、賀集野田、賀集福井、賀集八幡、賀集八幡北、賀集八幡中、賀集八幡南、北阿万伊賀野、北阿万稲田南、北阿万新田北、	3L (沼島の区域を除く。)	

消防 本部名	消防署		管轄区域	現地到着時間 (分)
		分署・出張所等		
			北阿万新田中、北阿万筒井、潮美台一丁目、潮美台二丁目、潮美台三丁目、神代浦壁、神代喜来、神代黒道、神代國衙、神代地頭方、神代社家、神代富田、灘田実、灘黒岩、灘来川、灘城方、灘白崎、灘惣川、灘地野、灘仁頃、灘土生、灘弘川、灘山本、灘油谷、灘吉野、沼島、福良甲、福良乙、福良丙、八木入田、八木馬回、八木大久保、八木国分、八木寺内、八木新庄、八木立石、八木徳野、八木鳥井、八木野原、八木養宜上及び八木養宜中の区域	
		西淡出張所	<p>1 南あわじ市のうち、阿那賀、阿那賀志知川、阿那賀西路、伊加利、市十一ヶ所、市新、市徳長、榎列大榎列、榎列上幡多、榎列掃守、榎列小榎列、榎列下幡多、榎列西川、榎列松田、榎列山所、志知、志知奥、志知北、志知口、志知佐礼尾、志知鉦、志知中島、志知灘波、志知飯山寺、志知松本、志知南、倭文安住寺、倭文委文、倭文高、倭文庄田、倭文神道、倭文土井、倭文長田、倭文流、津井、松帆櫟田、松帆江尻、松帆戒旦寺、松帆北方、松帆北浜、松帆慶野、松帆古津路、松帆塩浜、松帆志知川、松帆高屋、松帆西路、松帆宝明寺、松帆脇田、湊及び湊里の区域</p> <p>2 自動車道のうち、西淡三原 I C と洲本 I C との間の上り線の区域</p> <p>3 自動車道のうち、西淡三原 I C と大鳴門橋中央径間中央部との間の上り線及び下り線の区域</p> <p>4 自動車道のうち、本州四国連絡道路消防相互応援協定に基づく大鳴門橋中央径間中央部と鳴門北 I C との間の下り線の区域</p>	30

8 消防本部・消防署所等一覧

消防本部	本部・消防署		所在地
	分署・出張所等		
猪名川町 消防本部	本部		川辺郡猪名川町紫合字古津側山 4-10
	猪名川町消防署		川辺郡猪名川町紫合字古津側山 4-10
	北出張所		川辺郡猪名川町鎌倉字横大道 20-1
加古川市 消防本部	本部		加古川市加古川町北在家 2000
	加古川市東消防署		加古川市平岡町新在家 29-2
	稲美分署		加古郡稲美町国安 1294-5
	播磨分署		加古郡播磨町東本荘 2-16-5
北はりま 消防本部	本部		西脇市野村町 1796-502
	西脇消防署		西脇市野村町 1796-502
	西脇北出張所		西脇市寺内 515-1
	多可出張署		多可郡多可町中区茂利 243-1
	多可北出張署		多可郡多可町加美区豊部 240
	多可南出張署		多可郡多可町八千代区中野間 650
	加西消防署		加西市北条町東高室 993-1
	加西南出張所		加西市上宮木町 387-13
	加西北出張所		加西市満久町 220
	加東消防署		加東市上中 778-52
	東条出張所		加東市天神 129
三木市 消防本部	本部		三木市福井 1933-15
	三木市消防署		三木市福井 1933-15
	広野分署		三木市志染町広野 5-1
	吉川分署		三木市吉川町大畑 480
小野市 消防本部	本部		小野市王子町 809
	小野市消防署		小野市王子町 809
	南分署		小野市池尻町 628-161
姫路市 消防局	本部		姫路市三左衛門堀西の町 3
	姫路市中播消防署		神崎郡福崎町福崎新 404-2
	北部出張所		神崎郡市川町澤 98
西はりま 消防本部	本部		たつの市揖保川町正條 279-1
	西はりま消防組合相生消防署		相生市旭 1-1-3
	西はりま消防組合たつの消防署		たつの市龍野町富永 1005-1
	新宮分署		たつの市新宮町下野 608-2
	光都分署		赤穂郡上郡町光都 221-1
	揖保川出張所		たつの市揖保川町正條 367-1
	御津出張所		たつの市御津町岩見 1534-1
	西はりま消防組合宍粟消防署		宍粟市山崎町船元 34-1
	一宮分署		宍粟市一宮町安積 1331-5
	波賀出張所		宍粟市波賀町安賀 557-2
	千種出張所		宍粟市千種町岩野辺 2031-2
西はりま消防組合太子消防署		揖保郡太子町老原 554-1	
西はりま消防組合佐用消防署		佐用郡佐用町円應寺 233-1	
赤穂市 消防本部	本部		赤穂市加里屋 1120-120
	赤穂消防署		赤穂市加里屋 1120-120
	上郡消防署		赤穂郡上郡町与井 29-3
豊岡市 消防本部	本部		豊岡市昭和町 4-33
	豊岡消防署		豊岡市昭和町 4-33
	城崎分署		豊岡市城崎町湯島 71-1
竹野出張所		豊岡市竹野町松本 46-1	

消防本部	本部・消防署		所在地
	分署・出張所等		
		日高分署	豊岡市日高町国分寺 857-1
		出石分署	豊岡市出石町寺坂 194
南但 消防本部	本部		朝来市和田山町枚田 436-1
	朝来消防署		朝来市和田山町枚田 436-1
		生野出張所	朝来市生野町口銀谷 222-1
	養父消防署		養父市八鹿町高柳 173
		大屋出張所	養父市大屋町樽見 549
美方広域 消防本部	本部		美方郡新温泉町今岡 257-1
	美方広域消防署		美方郡新温泉町今岡 257-1
		香住分署	美方郡香美町香住区一日市 609-4
		村岡出張所	美方郡香美町村岡区和田 212-1
丹波篠山市 消防本部	本部		丹波篠山市北 40-2
	丹波篠山市消防署		丹波篠山市北 40-2
丹波市 消防本部	本部		丹波市柏原町母坪 371-1
	丹波市消防署		丹波市柏原町母坪 371-1
		山東出張所	丹波市春日町野上野 690-1
		山南分駐所	丹波市山南町谷川 1110
淡路広域消防事務組合 消防本部	本部		洲本市塩屋 1-2-32
	洲本消防署		洲本市塩屋 1-2-32
		由良出張所	洲本市由良 2-6-19
		五色出張所	洲本市五色町都志 304-4
		津名一宮分署	淡路市中田 3724-2
		岩屋分署	淡路市岩屋 2942-16
		北淡出張所	淡路市育波 478-2
		南淡分署	南あわじ市賀集八幡 29-1
		西淡出張所	南あわじ市志知南 15

9 消防本部 問合せ先一覧

消防本部	担当部署	電話番号
猪名川町消防本部	警防担当	072-766-0119
加古川市消防本部	警防課調査計画係	079-427-6538
北はりま消防本部	消防部予防課	0795-27-8122
三木市消防本部	警防課消防係	0794-82-0119
小野市消防本部	消防課消防係	0794-63-0119
姫路市消防局	予防課消防設備担当	079-223-9534
西はりま消防本部	警防課	0791-76-7121
赤穂市消防本部	警防課警防第2係	0791-43-6883
豊岡市消防本部	予防課	0796-24-8045
南但消防本部	予防課予防係	079-672-0119
美方広域消防本部	警防課警防係	0796-92-0119
丹波篠山市消防本部	警防課	079-594-1118
丹波市消防本部	丹波市消防署消防第1係	0795-72-2255
淡路広域消防事務組合消防本部	消防課警防係	0799-24-1819

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件の一部を改正する件等の施行について（技術的助言）

1 建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件の一部を改正する件
(略)

実特定避難時間の算出にあたっては在館者避難時間（告示上「 t_{escape} 」）、常備消防機関の現地到着時間（告示上「 t_{region} 」）、搜索時間（告示上「 t_{search} 」）及び退避時間（告示上「 t_{retreat} 」）を用いる。それぞれの時間の算定に当たっては以下を参考にされたい。

(1) 在館者避難時間の算定

在館者避難時間は、歩行時間と滞留時間の合計として算定される。歩行時間の算定の際に用いる歩行速度は計画する建築物の各部分の用途ごとに設定されており、病院や診療所、就寝利用される児童福祉施設等及び特別支援学校等、主として自力避難困難者が使用する用途の建築物については本告示が適用できない点に留意する必要がある。

(2) 常備消防機関の現地到着時間

告示第1第4項に規定する常備消防機関（消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第1号及び第2号に規定する市町村が設置する消防本部及び消防署のことをいい、同条第3号に規定する消防団は除くものとする。以下同じ。）の現地到着時間は、常備消防機関が火災情報を覚知した後、当該火災が発生した建築物の敷地までの移動時間と到着後の消防活動準備時間からなる時間として、建築物が立地する土地の区域に応じてその時間を定めることとしており、「用途地域が定められている土地の区域」については、一律に現地到着時間を20分としている。一方、「用途地域が定められていない土地の区域のうち特定行政庁が指定する区域」（以下「指定区域」という。）については、「30分以上であって特定行政庁が定める時間」としており、各特定行政庁が、管轄の常備消防機関（常備消防機関を置かない市町村にあっては消防事務を所管する部署。以下同じ。）と協議の上、管内の建築物の立地状況や道路の整備状況等、地域の特性及び実情に応じて、指定区域における現地到着時間を定めるものとする。当該現地到着時間の設定にあたっては、以下を参考にされたい。

常備消防機関の現地到着時間は、消防ポンプ自動車を常時出動可能な状態におく消防本部庁舎又は消防署所（以下「消防署所等」という。）から指定区域までの移動距離を消防ポンプ自動車の車両移動速度で除した時間として算出する。この場合において、車両移動速度は、時速30キロメートルとすることを基本とする。ただし、地域の道路状況等に応じて、適切な現地到着時間とならない場合においては、管轄の常備消防機関と調整の上、車両移動速度を定めるものとする。

消防署所等から指定区域までの移動距離の設定に当たっては、消防署所等から指定区域まで直線的な移動ができないことを想定し、当該直線距離に1.5を乗じた距離を移動距離とすることを基本とする。ただし、消防署所等から指定区域までの経路が山岳地域であること等から蛇行している場合や、河川等により分断されている場合等、適切な現地到着時間とならない場合においては、地域の状況に応じて、管轄の常備消防機関と調整の上、消防署所等からの移動距離を定めるものとする。

特定行政庁の管内で、同一の現地到着時間とする区域の単位（町村単位、字単位等）については、特定行政庁と管轄の常備消防機関との間で協議の上、適切な単位で設定するものとする。

なお、上記の設定方法にかかわらず、貴管内でまずは実績を積み重ねることで、適切な現地到着時間の設定方法を構築するため、当面の間、あらかじめ特定行政庁、管轄の常備消防機関、計画する建築物にかかる設計者の間で協議を行い、1件ごとに現地到着時間の設定を行うことも可能である。この場合において、特定行政庁は、設計者に対して、建築確認申請の時期を勘案して、時間的余裕をもって相談するよう幅広く周知をされたい。また、現地到着時間を設定した後、当該時間の設定の前提となった主要経路の変更等が生じた場合にあつては、適宜見直しを行う必要があることに留意が必要である。